

News Letter

Vol.
40

兵庫県太子町：平成21年（2009年）4月1日 太子町犯罪被害者等支援条例施行
写真：斑鳩寺三重塔

CONTENTS

◆ご挨拶	P.2	◆広報活動	P.10～11
◆ひょうご被害者支援センターシンポジウム	P.2～9	◆身近にできる社会貢献活動	P.12
		◆編集後記	P.12



ひょうご被害者

検 索



ご挨拶



ひょうご被害者支援センター 理事長 井 関 勇 司

2023年のシンポジウムでは、兵庫県で2023年4月に施行された条例への理解を深めるとともに、これからの被害者支援のために何が必要かをパネリストのみなさまよりお話いただきました。素晴らしい条例が施行され、昨年10月には、この条例に基づき「兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口」が設置され、その運営について当センターが委託を受けました。

現在は電話相談を受けていますが、シンポジウムのパネルディスカッションでも、更に県、市町、県警、社会福祉士、臨床心理士や各分野の専門家、その他関係者との連携強化、被害者支援に携わる方々への研修の拡大、経済的支援の充実、拡大する性暴力被害者への対応、今後の検証の必要性など、多岐にわたる機能充実の必要性が指摘されました。

これらのご指摘を十分にフォローし、関係者への申入れを行って参ります。

被害者支援のニーズが高まる中、一層の人材育成を図るとともに、十分な活動が行えるよう財務基盤の充実、知名度の一層の向上を視野に取り組んで参りますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。



ひょうご被害者支援センター 事務局長 遠 藤 えりな

日頃は、ひょうご被害者支援センターの活動にご理解ご支援を頂きありがとうございます。

兵庫県の条例ができたことで、県内どこにいても等しく被害者の権利が守られ、被害者の方を支える体制ができることを期待しています。被害者支援センターとしての課題はたくさんありますが、一つずつ取り組んでいきたいと思います。これからも変わらぬご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和5年度 公益社団法人

ひょうご被害者支援センター シンポジウム

スタートした県条例～これからの被害者支援のために～



兵庫県では2023年4月1日に「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」が施行されました。条例についての理解を深めるとともに、これからの被害者支援についてパネルディスカッションを行いました。

開催日：2023年11月12日

テーマⅠ 総合相談窓口の果たすべき機能 役割 今後の展望について

テーマⅡ 条例3条の理念実現に向けた課題、展望

テーマⅢ 犯罪被害を受けた児童の権利を守る

パネルディスカッション

◆パネリスト

川本 哲郎 氏（元同志社大学教授 京都犯罪被害者支援センター副理事長）

正木 靖子 氏（弁護士 兵庫県弁護士会）

寺田 真治 氏（つなぐ会代表理事）

大岡 由佳 氏（武庫川女子大学准教授）

宮崎 伸一 氏（兵庫県県民生活部くらし安全課 課長）

樋本 泰英 氏（兵庫県警察本部警務部警務課 被害者支援室長）

岩井 圭司 氏（精神科医師 ひょうご被害者支援センター理事）

◆コーディネーター

河瀬 真 氏（弁護士 兵庫県弁護士会 ひょうご被害者支援センター理事）

河瀬 兵庫県で「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」、いわゆる「被害者支援のための特化条例」が2023年4月1日施行された。条例を今後の被害者支援のため最大限活用するには何が必要か、本当に役立つ条例とするため検討すべきことは何か考えたい。



河瀬 氏

宮崎 条例の概要から。まず、県民・事業者等の責務を支援の基本軸とし、犯罪被害者等支援の施策を総合的・計画的に推進する。犯罪被害者等の権利利益の保護や生活再建、理解促進を掲げ、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するのが目的だ。基本理念は、犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障すると定めた。支援は被害状況や原因に応じ適切に実施し、二次被害が生じないように十分配慮し、必要な支援を途切れることなく提供していく。国・県・市町等の相互連携と協力のもとに推進することも定めている。特に二次被害に配慮し、相互連携と協力のもとで推進することは、国が定める犯罪被害者等基本法にない理念だ。

第4～8条で、それぞれ各主体の責務を規定し、このうち第6条は事業者の努力義務として、犯罪被害者等である従業員への支援や就業への配慮を求めている。第7条は民間支援団体の努力義務として、専門的な知識経験を活用した支援を定めた。これら

も基本法にはない。第9条は犯罪被害者等支援に関する計画を定めることを規定した。

第10条は関係機関の連携の下、総合的な支援窓口を設置することを定めた。第13～27条はそれぞれ、犯罪被害者等支援にかける基本施策を規定。このうち21条は、死傷者が多数に上る重大犯罪等の対応として、関係機関の連携による支援体制を整備し、直ちに必要な支援を行うことを定めた。22条では、県民が県外で被害を受けたり、県内に住所を有しないものが県内で被害を受けたりした場合も必要な支援を行うこと。第26条は犯罪被害者等である児童生徒等が教育を受けることを定め、妨げられることないように支援するとしている。この3項目も基本法では定めていない。条例検討委の先生たちの意見を踏まえた、県条例の特色といえる。



宮崎 氏

河瀬 県条例に期待すること、さらに検討すべきことを聞きたい。まずは、県条例検討委の座長を務め、国の犯罪被害者と政策推進会議のメンバーでもある正木さんから。

正木 県の特化条例の検討にあたって委員が重要視したことは、犯罪被害者等基本法第3条にある基本理念。その1項に「全ての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とある。犯罪被害者等は支援

を受けるのではなく、権利の主体であるという意味だ。これを強く打ち出し、訴える条例にしたいという思いで議論した。

まず、名称。犯罪被害者等支援条例という名称が多いが、これでは犯罪被害者等の権利性が明確にはならない。そこで「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」とした。また条例には珍しく前文を置き、犯罪被害者等の権利利益の保護を明確にした。胸を張れる条例と思っている。今後は県が、条例のもとでどんな政策や基本計画を策定するかにかかっている。条例検討委の委員ともしっかり議論してほしい。

私は、国の基本計画策定推進専門委の委員や、犯罪被害者と施策推進会議の委員、犯罪被害者給付制度の抜本的強化に関する有識者会議の委員も



正木 氏

務めている。国にも大きな動きがある。第4次犯罪被害者基本計画（2021年4月1日～26年3月31日）の中で、損害の回復や経済的支援を筆頭に、精神的・身体的被害の回復▽刑事手続きへの関与の拡充▽支援等のための体制整備▽国民の理解の増進と配慮、協力の確保一が重要課題に挙がっている。損害の回復や経済的支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、個人の尊厳が尊重され、処遇を受ける権利を保障するため最も重要だ。

さらに23年6月6日、総理を長とする推進会議決定がなされた。犯罪被害者給付制度の抜本的強化や、犯罪被害者の支援弁護士制度の創設、司令塔となる国家公安委員会と警察庁の体制強化、庁における途切れない支援の提供体制の強化などがうたわれた。犯罪被害者給付制度、犯罪被害者支援弁護士制度、途切れない支援の強化については24年5月までに結論を出すべく、私も犯罪被害者給付制度の有識者検討会議で議論に加わっている。

河瀬 犯罪被害者ご遺族の立場から寺田さんに。

寺田 一般社団法人犯罪被害者の会つなぐ会の代表理事を務めている。犯罪被害者支援条例の検討委には、神戸連続児童殺傷事件の被害者ご遺族、土師守さんとともに参加したが、熱のこもった議論がなされ、素晴らしい条例ができた。委員や知事、事務局が犯罪被害者の思いに応えるべく意見を出し合った。議事録は県ホームページで公表されており、ぜひ見てほしい。

特に犯罪被害者にとって損害の回復は当然の権利との理解が深まり、名称は「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策の推進に関する条例」と

なった。前文の内容も格調高く、感慨深い。

警察庁がまとめた地方公共団体における犯罪被害者等施策の導入状況（23年4月1日現在）では、特化条例がないのは2県のみ。兵庫県は滑り込みセーフだったが、恥ずかしくない条例ができた。現在、見舞金制度を導入しているのは16都県、貸付金制度は3県、住宅優先入居制度は47県で兵庫県も入っている。転居費用助成制度は13都府県、カウンセリング支援制度は13県、法律相談支援は20都府県、家事援助育児援助、介護助成の各種生活支援制度は、高知県だけ全て整っている。兵庫県下の市町で生活支援制度を導入しているのは家事＝15市町▽育児＝13市町▽介護＝3市町、となっている。

県下市町で受けられる支援に差があることは検討委でも論議され、知事も広域支援が大切と述べられた。経済的支援についても言及され、当事者の権利や生活を支える良いものにしたいと言われた。期待している。

国の有識者検討会議が24年5月までに方向性を打ち出すことにも期待したい。地方における途切れない支援の提供体制の強化や、ワンストップサービス実現に向け、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化、関係機関団体との連携協力の充実に図る。国による人材・財政面での支援を含め検討する。円滑な支援の実現に向け、DX活用も検討する一などとなっている。

兵庫県に特化条例ができた。警察庁も地方の支援提供体制の強化をうたっている。犯罪被害者の置かれる状況が改善され、被害の回復が進んでほしい。



寺田 氏

樋本 警察による被害者支援は被害者の保護、負担の軽減など犯罪被害者やご家族が再び平穏な生活を営む上で必要な支援を行う、警察の重要な業務だ。一つ目は早期支援活動で、被害発生から間もない時期に、病院や捜査における事情聴取、実況見分の付き添いなどの活動を行う。二つ目は被害者連絡活動で、刑事手続きの流れや各種支援制度、捜査状況や犯人逮捕の連絡などを行う。三つ目の被害者訪問連絡活動は、被害者の不安解消のため制服を着た交番の警察官が住居地を訪問して防犯指導や住居地周辺の警戒などの活動を行う。

具体的施策では、精神的被害の回復への支援として被害者支援室にカウンセラーを配置し、カウンセリングを行っている。臨床心理士と精神科医、豊富

な知識技能経験をもつ男女16人に相談員を委嘱してカウンセリングを行っている。経済的負担の軽減も重要で、犯罪被害者等給付制度を運用している。県警では殺人未遂などの立証に必要な診断書料や性犯罪被害者に対する診察料、自宅が事件現場になった場合の宿泊費、カウンセリング費用など8項目で補助している。



榎本 氏

関係機関との連携については、犯罪被害者の方が支援を必要とする事柄が生活、医療、公判に関する対応など多岐にわたり、警察だけでは対応しきれない。検察庁や弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や、県市の相談機関、民間被害者支援団体など数多くの団体に協力を要請し、被害者支援連絡協議会が都道府県単位で設立されている。兵庫県にも県被害者支援連絡協議会があり、県警本部長を会長として代表者会議を開くなど情報交換や研修を行い、幅広い支援活動を展開している。23年も京都アニメーション放火殺人事件のご遺族の講演や、シミュレーション訓練を行い、支援意識の高揚と情報共有を図った。県とも条例の計画策定等で緊密に連携している。引き続き組織を挙げて被害者支援に取り組んでいきたい。

河瀬 大岡さんには福祉の観点から。

大岡 私も県条例の検討委員をさせていただいた。20年前に福岡県の犯罪被害者支援センターの相談員を務め、大学病院のPTSD拠点病院のソーシャルワーカーにもなるなど、被害者支援を続けてきた。福祉の観点から、犯罪被害者の権利を保障するため今後考えるべきことを挙げたい。

日本の福祉はこの20年で大きく改革が行われ、変化が生じた。2000年に社会福祉基礎構造改革が行われ、契約制度と利用制度という考え方が出てきて、今では定着している。さらに国連の障害者権利条約を日本も批准し、当事者中心の考え方が定着してきた。ビクティムセンタード（被害者中心主義）といわれるが、それ以上にパーソンセンタードの考え方が福祉に入ってきている。それを支えるのが、ケアマネジメントの仕組み。高齢者や障害者、地域で暮らして生活支援を求める方たちにきちっとコーディネートしていただき、支援を円滑に受けることが可能になっている。これが公的に行われている。

児童福祉分野は緊急性が求められる事案が多いが、行政にスキルを持った職員配置が当然になってきた。情報を共有する仕組みも検討され、緊急時には行政と他の窓口が柔軟に情報のやり取りすること

が可能になっている。

被害者支援の対極にある加害者側の支援はこの10年で大きく進歩し、福祉的な支援が充実してきた。例えば、地域生活定着支援センターも全国に配置されて専門職がいる。昨年度からは被疑者等支援事業が始まり、被害者に対しては生活支援がないところ、被疑者・被告人には福祉サービス等の利用調整など継続的援助が事業化している。

この状況から見てくる犯罪被害者の支援の課題について述べたい。国のワンストップ体制を考える検討会でも話が出ているが、今までの犯罪被害者支援は、生活支援の視点が極めて弱かった。もっと生活再建に関する具体的支援を充実させなければならない。加えて、市民に近い相談支援の枠組みになっていないことも問題だ。民間被害者支援団体も大切な支援をしてくださっているが、兵庫県でも1箇所しか支援センターはなく、これを補うのが市町村の窓口だ。しかし市町村の窓口の稼働率調査によると2割ぐらいで、もっと市民に近い相談体制を県が主導して行うことが必要だと思う。関係機関が連携する際の支援の共通枠組みは道半ば。それは国の政策の中でも焦点のケアマネジメントの仕組みをどうするかにつながっていくのだが、さまざまな機関が支援を早急に行うときの共通の書式枠組みが必要で、これが置き去りにされてきた。

犯罪被害者等支援に期待することを5点お伝えしたい。一つ目は事件事後の早急な危機モデルに基づいた支援が不可欠ということ。犯罪被害者支



大岡 氏

援の早急な支援が可能になるケアマネジメントの工夫をしていただきたい。二つ目。今回の県条例で犯罪被害者との権利利益の保護等を図るという文言が入った。今、犯罪被害者支援は福祉のスタンダードからみて非常に遅れており、被害者の人権を守っていく体制を築いていただきたい。三つ目は統計の開示。全国的にみても、総合相談窓口の相談件数や、市町村の総合的相談窓口の相談件数もきちっと把握し、今後の体制づくりにつなげるのが不可欠だと思う。四つ目は積極的な広報啓発活動。潜在的な被害者があまりにも多く、その被害者を拾うことができていない。五つ目は市町村の担当者が、加害者支援と被害者支援を同時に一つの窓口で行うことがあること。これが被害者にとっては二次被害に当たることもあるという意識を持つということは大切と思う。

河瀬 精神医療の観点から岩井さんをお願いした

い。

岩井 精神科医師で公認心理師をしている。精神科医師、心理職、心理職の養成に携わっている立場から見えてきたことを話したい。今回の県条例



岩井 氏

はよく配慮され、満点と思っている。特に前文は格調高く、理念の高さが分かる。とても良い条例を作っていただいたのを前提として懸念を申し上げたい。

行政機関はこれまで「平等」に重点を置いてきたが、機械的平等・メカニカルな平等が若干重視され、「公正」が少しなおざりになっているのではないかと、医者としてそれを感じる。狭義の平等は機械的平等で、市民・県民を全く同列に扱わないといけない。対して公正＝イクイティはより困っている人により手厚いケアを重点的に傾斜配分し、それでこそ真の平等であるという考え方。われわれ医療従事者や福祉関連職種の方には当然のことでも、一般行政はそういう考えが少し足りないかな、と。被害者の救助を訴えても「この方だけにできません」みたいな。

阪神・淡路大震災の被災者支援でもそうだった。当時、私は被災者のために設立された「心のケアセンター」に勤めており、その問題に直面した。被害の程度によってケア資源の配分に傾斜をつけることはご法度だと、県や市の幹部から言われた覚えがある。日本政府がそういう立場をとっていないにもかかわらず、地方行政に染み付いたものがあると感じた。28年がたち、随分改善されたが、点検が必要だと思っている。

2004年の犯罪被害者支援基本法が制定される前の警察は「われわれの仕事は悪い奴を捕まえて、裁判に送って重罪を科すことにある。被害者支援はわれわれの仕事ではない」という考え方があったのではないかと。だから、「あすの会」の初期に「われわれは証拠品ではない」という有名な標語があった。それが2004年以降、警察の対応は大きく変わって、被害者支援に大きく理解をいただいている。一般行政もそれについていただきたい。さらには、教育行政にも理解いただきたいな、と。

もう一つ指摘したいのが連携の問題。県条例にも「連携」ということが重点的に書かれており、高く評価できるが、被害者の総合相談窓口や被害者支援の各種団体、県の担当部署の連携が強く打ち出されたときに、他の法的機関の県や市町の既存の各種の公的機関支援機関が十分応じてくれるかと若干懸念

している。実際 県や市町の相談機関には「市民相談は本機関で完結させて他の機関には連絡しない」と内規として定められているところがある。教育委員会関係で顕著だ。今回の県条例はその意味でも出発点なのかなと考えている。条例が起爆剤となって、公的な自治体の相談機関の運用が連携に傾むいてゆけば、と願っている。

河瀬 被害者学の研究者である川本さんから、まとめの話を。

川本 大学で刑法、刑事政策犯罪学、さらに被害者学を研究してきた。同志社大学院の大谷實教授が被害者補償という考え方を日本に紹介したのが約50年前。私はその直後から教授の指導を受け、長年、被害者学に関心を持ってきた。

兵庫県条例の施行によりようやくここまで来たか、しかしまだ先がある、課題は多いと感じた。私はこの10年ほど、条例の重要性に着目し研究を続けてきた。都道府県の条例は2004年の宮城県が最初で、17年まで9だったのが、18年～23年で45まで来た。残るは鳥取県と岩手県だけになった。

一番感じるのは、条例によって被害者支援の考え方が進歩したこと。各地の被害支援センターも25年前後の歴史があり、それぞれの取り組みや考



川本 氏

え方が条例の中に結実している。だから2004年にできた基本法は完全に時代遅れになっている。

権利利益の保護については、兵庫県条例の前文にある「社会全体で支える」という文言に注目してほしい。被害者支援は一つの機関だけでできるものではない。多くの機関が連携して支援する必要がある。さらに広げて、国民全体で支えることが重要。誰もが犯罪被害者になる可能性があり、被害者を支えるのは、国民の義務だろう。

ただ、その権利はプライバシー権などと並ぶ「新しい権利」といわれ、高校の教科書の大半は1行しか書いていない。国民の多くに知られていないということだろう。だから、まだ先があるという思いを強くした。それと、連携が重要だ。基本法ができて以降、被害者支援は飛躍的に向上したのは事実だが、まだまだ多くの課題が残っているのが現状だ。

河瀬 パネル議論の後半は、三つのテーマを取り上げたい。まず、総合相談窓口の果たすべき役割と今後の課題について。県条例施行を受け、23年10月、犯罪被害者等総合相談窓口が設置され、被害者支援センターが運営を受託している。さまざまな問題を抱える犯罪被害者にワンストップで支援を提供する

ことが極めて重要だ。

川本 私がワンストップサービスの重要性を意識したのは10年ほど前。埼玉県や神奈川県には一般犯罪において、県警と県、被害者支援センターの三者が常駐する制度がある。近年、自民党プロジェクトチームの提案を受け、国が検討し、地方公共団体の役割としてワンストップサービスの確立が掲げられた。

同時期にスタートした京都府と兵庫県の条例を比べると、スタンダードな兵庫に対し、京都は意欲的な面がある。例えば、日常生活の支援、インターネットを通じて2次被害を受けた者への支援、支援従事者の支援、支援調整会議の設置などだ。全国の条例でも、新しい試みを次々と入れる条例と、絶対必要なものを固めて、それに追加していく条例に二分される。問題はこれから。条例施行はスタートであり、運用と検証が一番大事だと思う。

大阪府や大阪市は特化条例施行から2年たった時点で全委員に状況を報告し意見を求める。座長を務めた私は「周知に向けてさらに広報するのが大事」と答えたのを覚えている。

総合相談窓口について。大阪府のホームページには「支援調整会議は実質的なワンストップサービス」と書いてある。常駐型ではなく臨時型で、事件が起これば関係者が一堂に会する。府と府警、支援センター、犯罪地の市町村が集まって専門家も参加する。京都も始めた。十数人で会議をすると新たな発見があるが、2、3年かけて実際に運用し、国からの報告も受けて、何が被害者のためになるのか検証するのが大切だ。

正木 やはり機関連携が重要。県下の市町にはさまざまな支援メニューが用意されている。それらを途切れなく活用するには、広域自治体である県が連携のパイプを築くこと。同時に市町と支援メニュー活用の研修会をもってほしい。県には、市町と県警をつなぐ方策も示してほしい。

相談窓口は、県が支援センターに運営を委託しているが、県にしっかりとサポートしてほしい。ソーシャルワーカー等の派遣も必要ではないか。途切れない支援を続けるには、専門職の知見が重要と考える。

寺田 自民党の司法制度調査会に犯罪被害者の保護支援体制の推進を図るプロジェクトチームがあり、23年の年初の提言で、地方における途切れない支援体制の強化がうたわれた。確かに地方には、地方公共団体が設置した総合的な対応窓口や民間の被害者支援センターがあるが、こうした機関が多様な支援の全容を把握できていないケースがある。犯罪被害

者が必要とする支援を適宜適切に受けられず、精神的身体的に消耗するなど、ニーズに十分応えられていない現状が明らかになっている。

地方公共団体において、総合的な対応窓口には社会福祉士や公認心理師などの専門職を配置しているのは40都道府県のうち13、20政令市のうち7、1721市区町村のうち95（2022年4月現在）。少なくとも都道府県単位では、国からの支援を受けつつ、ワンストップサービスの確立と窓口機能の充実を図ってほしい。さらに関係機関が緊密に連携し、被害発生時には体制の不十分な市区町村に必要な人材を派遣するなど、全域を視野に入れた調整やマネジメントが必要だと思う。

一つのフロアに都道府県、警察、支援センターの各担当者を集め、物理的な体制を構築するのにも一案だが、ワンストップサービスは連絡協議会を年1回開いたといったものではなく、個々の事案に対応するため、心理士、ソーシャルワーカー、司法関係者等の多職種からなる組織が必要と考える。例えば、自然災害を契機に設置される「心のケアセンター」の仕組みを参考にしてみよう。

さらに、神奈川県や埼玉県も総合相談の窓口電話対応はセンターに委託しているが、県とセンターは同室で勤務、県警は隣室で兼務であり、兵庫県の体制が十分かどうか。やはり今後の検証が必要ではないかと思う。

河瀬 まず、支援の入り口の問題。相談者が被害者の方の話に耳を傾け、問題点を整理しニーズを掘り起こすのは、総合相談窓口を設置し、委託された被害者支援センターが電話対応することで前進したように思う。ただ、必要な支援を一体的にアウトリーチ的に提供できないと意味がない。ワンストップとはそういう意味。必要な支援を一体的に提供できる体制ができているのか。

まず、県市町の担当部局が速やかに機動的に集まってどんな支援ができるか。さらに、弁護士や心理士、医療関係者など専門職が加わり、個々への対応や場合によっては中長期的な支援ができるか。兵庫県ではまったく見えておらず、今後の課題だろうと思う。

大岡 被害者が市町村窓口でいかに二次被害を受けず、ワンストップで支援を受けられるかが重要だ。多くの当事者がそれを求め、ようやく全国で条例が整ってきた。最大の課題は個人情報保護と共有。行政同士なら共有する仕組みがあるが、要対協（要保護児童対策地域協議会）など児童福祉分野の民間も入った会議や、重層的支援を講じるため行政と民間が集まった会議では、行政がきちんとしないと共

有できないケースがある。

民間に全面委託する場合、どこまで被害者情報を民間が把握でき、市区町村との柔軟な連携の下、支援に着手できるかが課題となる。国の検討会が出そうとしているワンストップサービス体制のひな形でも、県が音頭をとる形のモデルケースが出される予定だ。三位一体の埼玉・神奈川モデル、専門のコーディネーターが多様な機関の調整役を務める東京モデル、支援調整会議が軸となる大阪モデルなどがあり、兵庫県の考えを示してほしい。

岩井 米国の行政も犯罪被害者支援や災害復興対策は結構縦割りだが、彼らが乗り越える手立ては「I have many caps（私はたくさん帽子を持っている）」」。UCLA心理学の教授は、軍病院の心理士やレッドクロスアメリカ赤十字のコーディネーター、役所の部長も兼務し、縦割り行政を防いでいる。日本でも災害復興・被災者支援においては「I have many caps」がある。大災害の発生時、名古屋市の災害復興対策本部には民間病院協会の会長も、医師会の幹部も加わる。岩手県では民間の旅行業協会の会長も加わることになっている。

樋本 総合相談窓口をいわば広告塔として、県民のみなさまに被害者支援について一層知ってもらう。これまで認知できていなかった被害者の方にも窓口に電話していただく。窓口にワンストップ的でコーディネーター的な役割も果たしていただき、一人でも多くの被害者の支援と救済につなげたい。

宮崎 ひょうご被害者支援センターに運営を委託した、総合相談窓口は「どのような支援があるのか分からない」「まず話を聞いてほしい」といったニーズにも応える最初の入り口となるが、先般からの指摘のように今後、どんな支援をするかが重要だと認識している。個々の案件に応じ、県が中心となって関係機関が協議・調整する場が必要だと。専門職の配置についても努力したい。個人情報共有については、相談者の同意を得て関係機関で協議を進めたい。

河瀬 テーマの二つ目は、県条例第3条の犯罪被害者等支援の基本理念－被害者の尊厳にふさわしい処遇を保障する－をどう実現するか、その課題と展望について。

パブリックコメントに寄せられた意見では、被害直後の当座の費用を給付する制度や、県による直接的な支援金制度の創設経済支援に関するものが多数寄せられた。被害者の尊厳にふさわしい処遇を考えると、市町の支援で不足している部分を県が補ったり、県が支援制度を創設したりすることも必要かと思うが。

正木 犯罪被害者等が再び元の平穏な生活に戻る権利を保障することが非常に重要だが、経済的支援が必要となる。犯罪被害に遭った状況から転居が必要なときは転居費、ハウスクリーニングなどの費用が発生する。また、カウンセリング、心理的・医療的な支援も費用がかかる。時がたっても、民事訴訟を起こし損害が回復できないまま時効を迎えて再提訴するときも費用がかかる。県条例はまだ具体的な政策が決まっていないが、できる限りの経済的支援を盛り込んでほしい。

河瀬 途切れることのない支援、中長期的な支援に向けた関係機関の連携が求められるが、支援する側の心構えを大岡さんから。

大岡 支援する側、国や県、市町、民間団体ということになるが、市町は担当者が1～3年で異動する。さまざまなノウハウを持った支援センターに助言をいただき、連携していくことが必要だと思う。ただ、再犯防止法が制定されるなど、加害者側に付けられる予算が多いのが現状で、被害者支援がまだまだ進んでいない。兵庫県もまたしかり。

川本 途切れることのない連携協力が必要だ。国の第4次犯罪被害者基本計画で、支援のための体制整備の取り組みとして地方公共団体における専門職の活用が掲げられたが、問題はその実態。多様な関係機関が加わる中で、市町の担当者が頻繁に異動するのも事実だが、経験者が増えると考え、研修を積んでほしい。京都府では、これまで府が行ってきた市町村の担当者研修を犯罪被害者支援センターに委託し、お互いの意見交換が活発になっている。条例施行のよい影響といえる。

岩井 犯罪被害者支援に積極的に協力しようという精神科医、臨床心理士、公認心理師は決して多いとはいえない。誤解や無理解を啓発によって改善するのが喫緊の課題だと考える。犯罪被害者支援に関わると裁判に呼び出されて厄介だとか、本来相反することではないが、精神障害者の人権擁護運動と犯罪被害者支援はバッティングするとか。

樋本 警察も連携強化に向け、県全体の被害者支援連絡協議会だけでなく、各警察署にも連絡協議会を設置している。先日、豊岡の協議会に行ったが、被害者のご遺族の講演を通し、支援の機運が高まったと感じた。関係機関が緊密に連携し、知見を出し合って具体的な支援活動を進めてきたい。

寺田 先日、あるシンポジウムでよい話を聞いた。犯罪被害者の声は、当事者が殺されていたり、遺族を含め傷ついて声を上げられなかったりする。声が届きにくいのを民意に変えないといけな。自分とは一生関係のない問題かもしれないが、傷ついた隣

人をほっておいてよいのか。究極の「共助の精神」を示したのが被害者支援条例であると。

とはいえ、人の痛みが分かる人間を育てることは簡単ではない。地域や学校、子ども関係の団体などの連携が重要であり、まちづくり条例と被害者支援条例が車の両輪となって進んでほしい。

宮崎 さまざまな指摘をいただいた。行政が用意できる支援メニューは多岐にわたるため数多くの部局が担当する。市町でも同様と考えており、担当者がすぐに動けるかという懸念、研修が必要ではという指摘。今回、総合相談窓口をひょうご被害者支援センターに委託したが、委託内容には諸職員研修も盛り込んでおり、どのような内容にすべきか検討したい。どんな支援が必要か協議・調整する際、担当者がすぐ集まれる体制づくりも進めたい。

河瀬 テーマの三つ目として、犯罪被害を受けた児童の権利をどう守るかを話し合いたい。

大岡 県条例制定では子どもたちの教育支援をどうするかが議論され、充実したものになった。一方、大半が未成年の性暴力被害の問題については、教育委員会との連携が非常に難しい。被害者への適切な支援が十分にできていない。

2022年の改正児童福祉法に「子どもの意見表明権」が盛り込まれたが、子どもの権利表明権ではないところに弱さがある。子どもが自ら声を上げにくい潜在的な被害者であることも多く、その権利を守ってゆかなければならない。

川本 教育委員会の問題に加え、教師がトラウマを受けた児童の話聴くことで自身もトラウマ（心のけが）を受けたように感じる「代理トラウマ」の問題も指摘されている。あと、自分からなかなか意見を言えない児童からどうやって聞き出すか、そういうとき、司法面接という技法があることも紹介しておきたい。

樋本 司法面接的手法を用いて被害児童に事情を聞くのを、警察では代表者聴取と呼んでいる。大人が何回も聞くと児童がトラウマを受けるリスクが高まるほか、供述の信用性をどう担保するかなどの問題もある。聴取回数を減らし、ビデオ撮影して公判に備えるなどしている。対象の児童だけでなく、精神的なショックを受けておられるご両親にカウンセリングを行うケースもある。

最近はSNS（交流サイト）を通じて性被害に遭う児童が少なくない。認知件数と実数の差が大きいのが性犯罪だ。被害児童が相談しやすい環境をつくり、その声を聞き逃すことがないようにするとともに、関係機関と連携し途切れない支援を心がけたい。

岩井 トラウマインフォームドケア、この子にトラウマが潜んでいるかもしれないという視点が必要で、県条例施行と相まって教員に対する啓発が大切ではないかと考える。

現在、中学校の道徳科教育の中に犯罪被害者支援の話が結構取り上げられており、学ぶ生徒とともに教員の理解の深まりに期待したい。

正木 就学の観点から話したい。犯罪被害に遭った小中学生が通学できなくなるケースは多い。義務教育を受ける権利を保障することは大変重要だ。一般的に不登校とは異なる側面があり、犯罪被害者等に特化した教育支援の施策を検討していただきたい。

高等教育では経済的な理由から高校や大学に進学できなくなるケースが少なくない。通常の奨学金制度はあるが、犯罪被害者の実情に配慮し特化された制度が必要だと考えている。

河瀬 川本さんからまとめを。

川本 犯罪被害者支援は遅れているけれど、着実に進んでいるとの思いを強くした。つらいことだが、大きな事件が起こると犯罪被害者が注目される。京都アニメーション放火殺人事件（2019年）と北新地ビル放火殺人事件（2021年）を比較すると、休職中の人被害に遭った北新地ビルの方が給付金の額が少ないと分かった。都道府県の条例が45までそろった今、被害者支援に耳目が集まっているときに活動を活発化させてほしい。

さらに兵庫県条例と神戸市条例はいずれも児童の教育の面で先進的だ。兵庫県の場合、県が神戸市だけでなく、姫路、西宮、尼崎市などの大都市とも連携していくことが極めて重要だ。比較的小さな市町では犯罪被害の事例はまれという意見があるが、23年6月、長野県中野市で4人が殺害される事件が起きた。事件はいつ、どこで、誰に起こるか分からない。

2004年にできた、国の犯罪者被害者等基本法は改正した方がいい。兵庫県は全市町に条例があるが、二次被害という言葉が出てこない古いものもある。今後、県が調整を図り、市町間の格差を是正してほしい。被害者支援の充実を目指し、さらに頑張ろうと呼びかけたい。

令和5年10月2日開設

兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

ぜろなやみ
☎078-360-0783

平日9時～17時 年末年始、祝祭日を除く

ひょうご被害者支援センターは兵庫県から委託を受けて兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口を運営しています

広報活動

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）パネル展示

犯罪被害者等がおかれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施する週間です。「犯罪被害者等基本法」の成立が2004年12月1日であることから、毎年12月1日を最終日とする1週間と定められています。

尼崎市



神戸市



西宮市



川西市



宝塚市



三田市



加古川市



犯罪被害者週間 広報啓発活動

宝塚市 講演会



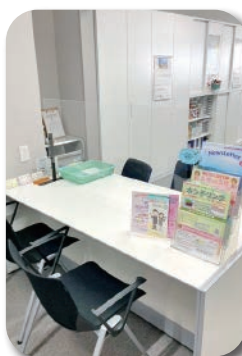
川西市

ホンデリングキャンペーン



伊丹市

ホンデリングキャンペーン



兵庫県警 啓発キャンペーン

このキャンペーンには桐灰小林製薬株式会社三田工場様からカイロを寄贈いただきました



TOPICS トピックス

神戸新聞社会賞を 受賞しました

受賞を受けるセンター井関理事 右は土師理事 (写真提供神戸新聞社)



身近にできる社会貢献活動

❖ ポスター掲示

県民の皆様に、センターのことを知っていただくため、ポスター掲示にご協力をお願いします。例えば町内の掲示板や公共の建物、ご自宅の外壁等で、団体・個人を問いません。
サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ（単位mm）
大=A2版（縦594×横420）
中=B3版（縦515×横364）
小=A4版（縦297×横210）



「よりそい」のポスターは中・小サイズのみ扱いとなります。

❖ ホンデリング

～本で支援の輪（リング）が

広がってほしいという願い～

読み終わった不用な本、CD、DVDのご寄付をお願いします。



❖ 金券de支援 ～金券のご寄付が被害者支援活動に～

商品券、古い記念切手や葉書、テレカ、図書カード、旅行券、ビール券、株主優待券（飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物）などの金券のご寄付をお願いします。



❖ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に応じてご寄付をいただいています。



❖ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業のご協力をお願いします。

❖ 社会貢献型自動販売機

清涼飲料の売上の一部が社会貢献活動への寄付になる自動販売機です。

地域住民や社員・職員など誰もが使う機会のある身近な自動販売機で社会貢献に取り組むことができます。



❖ マンスリーサポーター

毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく継続的なサポーター制度です。



❖ 遺贈寄付

私の遺産、父母の遺産の一部を犯罪被害者やそのご家族の支援活動に活かしたい。

そんなあなたの想いを、ひょうご被害者支援センター事務局にお気軽にご相談ください。



◎賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカードがご利用できます

賛助会費はセンターの運営に使わせていただきます

寄付金は被害者支援活動を実施するために使わせていただきます

賛助会員 （年会費）	個人 一口 1,000円（何口でも可）	銀行口座へのお振込みや、クレジットカードでのお支払は、 ホームページ【ひょうご被害者】Q検索 より手続きをお願いします。
	団体 一口 10,000円（何口でも可）	
寄 付 金	寄付金はいくらからでも結構です	

●賛助会費・寄付金は所得控除、税額控除の対象になります。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談

犯罪被害全般

なやみみんなで

☎078-367-7833

火・水・金・土 午前10時～午後4時
祝日・8/12～16・12/28～1/4は除く

性暴力被害専用 ワンストップ支援センター

ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

なやみなし

☎078-367-7874

月・火・水・木・金 午前9時～午後5時
土・日・祝日・12/29～1/3は除く

開設時間以外は、夜間休日対応コールセンター（国設置）に自動転送されます。



発行日：2024年1月
発行者：公益社団法人
ひょうご被害者支援センター
事務局：TEL 078-362-7512
URL：https://supporthyogo.org

編集 後記

昨年11月開催のシンポジウムにおけるパネルディスカッションの内容を編集しました。
被害者支援は、多くの課題があり、まだまだ道半ばです。
皆様のご理解、ご支援の輪が広がれば幸いです。

広報委員一同